

社会福祉法人恵山恵愛会役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵山恵愛会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員等とは、評議員並びに評議員選任・解任委員会の委員及び苦情解決委員会の委員をいい、併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、理事長の職務執行の対価として、評議員会が定める次の額を支給することができる。 1時間当たり 2,500円

- 2 前項以外の役員等には、役員報酬、役員賞与並びに退職金を支給しない。
- 3 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする社会福祉法人恵山恵愛会給与規程に準ずる。

(費用)

第4条 法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 会議又は法人の執務に従事した場合、次の額により日当を支払う。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員等には支給しない。
 - (1) 理事会、監事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会 1日 4,000円
 - (2) その他法人の会議及び執務に従事 1日 4,000円
- 3 役員等には、通勤に要する交通費を支給し、その計算方法は公共交通定期バ

ス料金の実費の額とする。

(公 表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人恵山恵愛会役員報酬・費用弁償規程は廃止する。